

第

4640
号



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 12月 27日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 担保物がある場合の貸倒処理

Q：担保物がある場合、それを処分した後でないと貸倒処理することができないそうですが、担保物には先順位でかなりの額が設定されていますので、回収は不可能とされます。このような場合でも貸倒処理することはできないのでしょうか？

A：担保物が実質的に担保になっておらず、その全額が回収できないと認められる場合は、担保物を処分する前でも貸倒処理することが認められます。

【解説】

法人税では、法人の有する金銭債権につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理をすることができることとされており、その金銭債権について担保物があるときは、その担保物を処分し、その処分によって受け入れた金額を控除した残額について、その全額が回収できないかどうかを判定することとなっています。

したがって、原則としては、その担保物を処分した後でなければ貸倒処理を行うことはできませんが、担保物の適正な評価額からみて、その劣後抵当権が名目的なものであり、実質的に全く担保されていないことが明らかである場合には、担保物はないものとして取り扱ってよいこととなっています。

こうした場合には、その全額が回収できないと認められれば、担保物を処分する前でも貸倒処理することが認められます。

